

最低制限価格算定基準の見直しについて（令和8年4月）

令和8年2月1日

令和6年6月成立の「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」による建設業法等の一部改正が、令和7年12月12日に完全施行されました。

それに伴い、三豊市では、公共工事の品質確保やダンピング受注防止の徹底、適正価格での契約を図るため、令和8年4月1日以降に執行する競争入札より、「最低制限価格の算定基準」を次のとおり改正しますのでお知らせいたします。

競争入札の参加にあたり、ご注意くださいますようお願いいたします。

◆建設工事の最低制限価格の算定方法

1. 最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる式により算定するものとする。

(改正前)

$$\begin{aligned}\text{最低制限価格 (入札書比較価格)} &= \text{直接工事費の} 95\% + \text{共通仮設費の} 90\% \\ &\quad + \text{現場管理費の} 80\% + \text{一般管理費の} 55\%\end{aligned}$$

(1, 000円未満切捨て)

(予定価格の「10分の7」から「10分の9」の範囲内)



(改正後)

$$\begin{aligned}\text{最低制限価格 (入札書比較価格)} &= \text{直接工事費の} 97\% + \text{共通仮設費の} 90\% \\ &\quad + \text{現場管理費の} 90\% + \text{一般管理費の} 68\%\end{aligned}$$

(1, 000円未満切捨て)

(予定価格の「10分の7.5」から「10分の9.2」の範囲内)

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額

2. 上記(1)～(4)に掲げる額が明確に区分されていないもの又は市長が特に認めたものについては、上記の算定方法にかかわらず、予定価格の「10分の7.5」から「10分の9.2」までの範囲内で適宜の額とする。
3. 最低制限価格制度を適用するときは、当該工事の競争入札の参加者の指名等に係る通知において、その旨を明示するものとする。
4. 施行年月日
令和8年4月1日以降に執行する競争入札から適用する。